

山梨県公報

第七百五十六号

平成十九年

四月二十六日

木曜日

目次

包括外部監査契約の締結	三〇五
収納事務の委託について	三〇五
土地収用事業の認定	三〇五
県代市町村道改築工事の完了	三〇六
道路の供用開始(二件)	三〇七
公告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	三〇七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止	三〇九
松くい虫駆除命令内容の公表	三〇〇
土地改良区役員の退任及び就任	三二〇
教育委員会	
山梨県指定有形文化財の指定	三二一
その他	三二一
落札者等の決定について	三二二

告示

山梨県告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成十九年四月一日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 古屋俊一郎
住所 山梨県甲府市上曾根町三百六十八番地
包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第七十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 委託の相手方
甲府市飯田二丁目一番三号 財団法人山梨県国際交流協会
- 委託に係る使用料
山梨県立国際交流センターの使用料
- 委託の期間
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

山梨県告示第七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 起業者の名称
社会福祉法人八十八会
- 事業の種類
社会福祉施設整備事業
- 起業地
1 収用の部分 南アルプス市大字徳永字広町及び大字下高砂字松ノ木地内
2 使用の部分 なし
- 事業を認定した理由
1 法第二十条第一号要件
社会福祉施設整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設」であることから、法第二十条第一号に該当する。
2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十五年から南アルプス市徳永地内において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する特別養護老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する老人短期入所事業及び認知症対応型共同生活介護事業を行うグループホーム等の社会福祉事業を行っている。また、本事業は、理事会が承認したものであり、「起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること」という要件を充足すると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
 厚生労働省は、介護保険制度を改正し、平成十八年度から従来のような大型の介護施設ではなく、地域密着型の小規模施設の整備を進めていくこととした。

本事業は、起業者がこの方針に従い、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業のための屋外訓練場等の施設、職員の増員及び新規サービスに要する車両の増設により必要となる駐車場等を整備する事業である。また、起業者は、平成十八年に南アルプス市と災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書を締結しており、本事業に併せて緊急時に必要な物資の防災倉庫を設置することとしている。

本事業が完成すると、地域の高齢者福祉が推進されると共に、災害時及び緊急時の避難所も確保できる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動等が考えられるが、周辺に民家はなく、起業者は、工事に伴う騒音及び振動の発生を抑えるため、低音重機を使用し、更に土曜日及び日曜日には工事を行わない等、適切な対策を講じているものと認められる。また、工事にあたっては事前説明会を開催する等、地域住民及び起業者周辺の地権者にも配慮しており、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結

果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

厚生労働省は、介護保健制度を改正し、従来のような大型の介護施設ではなく、地域密着型の小規模介護施設を整備していくこととし、この事業を実施する施設を指定する者を市町村長とした。これを受け、南アルプス市は、平成十八年度を初年度とする介護施設整備三カ年計画に基づき、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業を実施する法人等の公募を行った。その結果、起業者が選定され、現在、市からの補助金を受け、事業を実施しているところである。また、起業者は、南アルプス市と災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書を締結しており、これらのことから早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本申請に係る起業地の範囲は、身体機能維持に必要な屋外歩行機能訓練場の規模及び新規サービスを行うため新たに必要となる職員数等から積算しており、いずれも必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

南アルプス市役所介護福祉課

山梨県告示第七十五号

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。
平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
鹿島落居線	南巨摩郡鵜沢町大字箱原字割田五四七番の三地先から南巨摩郡鵜沢町大字鹿島字大通一六六番の二地先まで	改良	平成十九年四月二十七日

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年五月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	日野春停車場線	北杜市須玉町大字若神子字鯨四四五七番地先から北杜市須玉町大字若神子字鯨四二二二番の一一一地先まで	三五六・〇	平成十九年四月二十六日

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年五月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

公 告

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	袖口塩山線	山梨市牧丘町大字千野々宮字上川窪九三番の一地先から山梨市牧丘町大字千野々宮字上川窪九九番の五地先まで	一二四・五	平成十九年五月一日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
清水内科外科 医院	甲府市千塚四丁目九番一六号	一九二〇二〇五 三〇一	訪問看護（みなし）	平成十九年三月一日
清水内科外科 医院	甲府市千塚四丁目九番一六号	一九二〇二〇五 三〇一	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十九年三月一日
清水内科外科 医院	甲府市千塚四丁目九番一六号	一九二〇二〇五 三〇一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年三月一日
清水内科外科 医院	甲府市千塚四丁目九番一六号	一九二〇二〇五 三〇一	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年三月一日
清水内科外科	甲府市千塚四	一九二〇二〇五	介護予防訪問看護	平成十九年三月

医院	清水内科外科 医院	ヒューマンサ ービス山梨い きいきくらぶ	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー梅平指定訪 問介護事業所
号	甲府市千塚四 丁目九番一六 号	南巨摩郡増穂 町最勝寺一三 六九番地一三	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地
三〇一	一九一〇一〇五 三〇一	一九七〇七〇〇 三一四	一九七〇七〇〇 八五〇	一九七〇七〇〇 八六八	一九七〇七〇〇 八六八	一九七〇七〇〇 八六八	一九七〇七〇〇 八六八	一九七〇七〇〇 八七六	一九七〇七〇〇 八七六
護(みなし)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防通所介 護	居宅介護支援	訪問介護	介護予防訪問介 護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	介護予防訪問介 護
一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日

護事業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所	株式会社さく ら介護センタ ー下山指定居 宅介護支援事 業所
南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一	南巨摩郡身延 町下山二六五 番地一
一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四	一九七〇七〇〇 八八四
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援
平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日	平成十九年三月 一日

通所介護事業 所ほくと・ぬ くもり	北杜市須玉町 若神子二二二 〇番地	一九七一九〇〇 二九三	介護予防通所介 護	平成十九年三月 二十八日
-------------------------	-------------------------	----------------	--------------	-----------------

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第一百五十五条の
 五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の
 届出があった。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	廃止年月日
医療法人聴心 会 葦崎相互病 院	葦崎市本町一 丁目一六番一 号	一九一〇九一〇 五四四	短期入所療養介 護（みなし）	平成十九年三月 三十一日
医療法人聴心 会 葦崎相互病 院	葦崎市本町一 丁目一六番一 号	一九一〇九一〇 五四四	介護予防短期入 所療養介護（み なし）	平成十九年三月 三十一日
身延町中富ア イサービスセ ンター	南巨摩郡身延 町切石一七 番地一	一九七〇七〇〇 五九五	通所介護	平成十九年三月 三十一日
身延町中富ア イサービスセ ンター	南巨摩郡身延 町切石一七 番地一	一九七〇七〇〇 五九五	介護予防通所介 護	平成十九年三月 三十一日
友伸福祉会指 定居宅介護支 援事業所	北杜市須玉町 比志六四六五 番地三	一九七二〇〇〇 〇三七	居宅介護支援	平成十九年三月 三十一日
富士吉田市社	富士吉田市下	一九七二二〇〇	福祉用具貸与	平成十九年三月

会福祉協議会 指定福祉用具 貸与事業所	吉田一九〇〇 番地一	一三三		三十一日
富士吉田市社 会福祉協議会 指定特定福祉 用具販売事業 所	富士吉田市下 吉田一九〇〇 番地一	一九七二二〇〇 一三三	特定福祉用具販 売	平成十九年三月 三十一日
富士吉田市社 会福祉協議会 指定特定介護 予防福祉用具 販売事業所	富士吉田市下 吉田一九〇〇 番地一	一九七二二〇〇 一三三	特定介護予防福 祉用具販売	平成十九年三月 三十一日
富士吉田市社 会福祉協議会 指定介護予防 福祉用具貸与 事業所	富士吉田市下 吉田一九〇〇 番地一	一九七二二〇〇 一三三	介護予防福祉用 具貸与	平成十九年三月 三十一日
生活クラブ	上野原市四方 津一九一一番 地一	一九七二五〇〇 二〇〇	訪問介護	平成十九年三月 三十一日
生活クラブ	上野原市四方 津一九一一番 地一	一九七二五〇〇 二〇〇	介護予防訪問介 護	平成十九年三月 三十一日
ゆめみどりデ イサービスセ ンター	甲斐市玉川一 七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二〇六	通所介護	平成十九年三月 三十一日
ゆめみどりデ イサービスセ ンター	甲斐市玉川一 七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二〇六	介護予防通所介 護	平成十九年三月 三十一日

秋山訪問介護 事業所	上野原市秋山 五七五六番地	一九七二〇〇〇 〇二八	訪問介護	平成十九年三月 三十一日
---------------	------------------	----------------	------	-----------------

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間

1 区域

甲州市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び峡東林務環境事務所に備えおいて縦覧に供する。）

2 期間

平成十九年五月十六日から五月二十二日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に従う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市之蔵土地改良区から次のとおり役員が内任及び就任した旨届出があった。

平成十九年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 内任

役職名	氏 名	住 所	内任年月日
理事長	武井 正導	笛吹市一宮町市之蔵九五八番地一	平成十九年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	武井 正導	笛吹市一宮町市之蔵九五八番地一	平成十九年四月一日
理事	萩原 文雄	二九番地	同
同	堀内 義夫	六九番地	同
同	鈴木 伸二	二二四番地	同
同	山口 竹夫	一三五番地二	同

理事	古屋 敏博	三四番地	同
同	田中 秀穂	五二七番地	同
同	戸沢 徳次	四二四番地	同
同	三枝 久樹	九二番地	同
同	古屋 大和	七一番地	同
同	鈴木 安吉	二二一番地	同
同	堀内 正	一二四番地	同
同	萩原 英友	四九番地	同
同	中村 智明	塩田八九八番地	同
同	降矢 好文	市之蔵五二五番地	同
同	佐野 廣	四二四番地	同

教育委員会

同	萩原 英友	四九番地	同
同	田中 豊	二七七番地	同
同	萩原 正純	三六六番地	同
同	雨宮 功	八五番地	同
同	岩間 宏輝	塩田八九〇番地	同
同	降矢 好文	市之蔵五二五番地	同
同	田中 秀穂	五二七番地	同

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成十九年四月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

有形文化財の部
彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造阿弥陀如来及両脇侍像	三軀	中尊 像高九八・二センチメートル、髮際高九一・二センチメートル 左脇侍 像高三八・四センチメートル、髮際高二八・五センチメートル	九品寺	笛吹市御坂町成田七三三番地	同上

右脇侍 像高三七・七センチメートル、髪際高二七・五センチメートル

名称	構造・形式及び員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
柳澤吉保・定子関係資料一括	花菱紋蒔絵鞍 鉄線唐草銀象嵌鍔 黒漆打刀拵（吉保所用） 黒漆打刀拵（定子所用） 薙刀 銘出雲守藤原吉氏附 四ツ花菱紋蒔絵薙刀拵 四ツ花菱紋蒔絵膳具 梅樹蔦紋蒔絵膳具 菊唐草蒔絵化粧道具 花菱紋蒔絵狭箱 四ツ花菱蔦紋蒔絵長持 菊蒔絵香道具 銅孔雀香炉 備前獅子大香炉 追悼和歌 八〇点（作者目録四通を含む） 手鑑 心経并釈尊像 大乘妙典 法華経（普門品） 銅鐘 永慶寺殿・真光院殿道具覚帳 覚書	恵林寺	甲州市塩山小屋敷二二八〇番地	甲州市塩山小屋敷二二八〇番地 甲州市塩山小屋敷二二八〇番地財団法人歴史博物館 玄公宝物館

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
大善寺中世墓出土陶器	七点	古瀬戸灰釉四耳壺一点、瓶子三点、鉄釉水滴一点 常滑小壺一点 美濃須衛四耳壺一点	大善寺	甲州市勝沼町勝沼三五五九番地	同上
棲雲寺開山墓出土常滑甕	一点	常滑焼・大甕 高さ六八・三センチメートル、口径四二・三センチメートル、底径一九・〇センチメートル	棲雲寺	甲州市大和町木賊一二二番地	同上

その他

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十九年四月二十六日
山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 随意契約に係る業務等の名称及び数量
情報機器等の導入及び情報機器等の保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局経営企画課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年二月二十三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社カルク 山梨県中央市乙黒百五十八番二

五 随意契約に係る契約金額
一億千六百十三万円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当する

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番